

加 監 第 1 3 8 号

平成22年8月17日

加古川市長 樽 本 庄 一 様

加古川市監査委員 田 中 良 計

加古川市監査委員 西 尾 透

加古川市監査委員 相 良 大 悟

加古川市監査委員 井 上 隆 司

平成21年度加古川市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、平成21年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

## 目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の実施期間	1
第3	審査の方法	2
第4	審査の結果	2
1	健全化判断比率等の状況	3
(1)	実質赤字比率	3
(2)	連結実質赤字比率	5
(3)	実質公債費比率	8
ア	地方債元利償還額	9
イ	準元利償還額	9
ウ	特定財源	10
(4)	将来負担比率	11
ア	将来負担額	12
イ	充当可能財源等	15
(5)	資金不足比率	17
2	むすび	18

(注) 以下、文中及び各表中の金額等の記述は、次の要領による。

1. 文中及び各表中の金額は、千円単位で表示し、原則として表示単位未満を四捨五入したので、合計額と内訳の計、差引が一致しない場合がある。
2. 文中及び各表中の比率は、原則として表示単位未満を四捨五入したので、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
3. 各表中の符号の用法は、次のとおりである。  
「0.0」—0又は該当数値はあるが単位未満のもの。  
「—」—該当数値のないもの及び算出不能又は無意味のもの。
4. 原則として各表中の元号は省略した。

平成21年度加古川市健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象

平成21年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率等の対象となる会計等

区 分		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率	
一般会計等	一般会計	[Blank]	[Blank]	[Blank]	[Blank]	[Blank]	
	一般会計等に属する特別会計						公園墓地造成事業
							夜間急病医療事業
							緊急通報システム事業
							歯科保健センター事業
その他の特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業					
		老人保健事業					
		介護保険事業					
		生活安全共済事業					
		駐車場事業					
		後期高齢者医療事業					
	公営企業に係る特別会計	法非適用	公設地方卸売市場事業				
		法非適用	公共下水道事業				
		法非適用	農業集落排水事業				
		法適用	水道事業				
		法適用	病院事業				
一部事務組合・広域連合		[Blank]	[Blank]	[Blank]	[Blank]	[Blank]	
地方公社・第三セクター等		[Blank]	[Blank]	[Blank]	[Blank]	[Blank]	

- (注) 1. 「法適用」とは地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業、「法非適用」とは「法適用」以外の公営企業である。  
 2. 資金不足比率は公営企業ごとに算定されるものである。

第2 審査の実施期間

平成22年7月13日から平成22年8月6日まで

### 第3 審査の方法

提出された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、正確に作成され、各比率が適正に算定されているかどうかについて、算定の基礎となる事項を記載した書類と決算書類及び証書類等を照合するとともに、関係職員の説明を聴取して確認した。

### 第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、正確に作成され、各比率はいずれも適正に算定されていると認められた。

なお、各比率は次のとおり、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を下回っていた。

比率名		平成21年度	早期健全化基準 経営健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率		—	11.31%	20.0%
連結実質赤字比率		—	16.31%	40.0%
実質公債費比率		9.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率		77.6%	350.0%	
資金不足比率	公設地方卸売市場事業	—	20.0%	
	公共下水道事業	—	20.0%	
	農業集落排水事業	—	20.0%	
	水道事業	—	20.0%	
	病院事業	—	20.0%	

- (注) 1. 実質赤字額、連結実質赤字額及び資金不足額がない場合、各比率は算定されないものであり、「—」と表示している。
2. 連結実質赤字比率の財政再生基準は30%であるが、平成22年度（平成21年度決算）については40%、平成23年度（平成22年度決算）については35%とする経過措置がある。

## 1 健全化判断比率等の状況

### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計及び一般会計等に属する特別会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、次の式から算定されるが、実質赤字額がない場合は算定されない。

$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
--

(注) 1. 実質赤字額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

2. 標準財政規模＝標準税収入額＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

一般会計等の実質収支等の状況は、次のとおりである。

#### 一般会計等の実質収支等の状況

(単位 金額：千円、比率：%)			
会計名	21年度	20年度	増減
一般会計	94,782	111,013	△ 16,231
公園墓地造成事業	145,617	139,368	6,249
夜間急病医療事業	120,601	96,402	24,199
緊急通報システム事業	3,145	2,334	811
歯科保健センター事業	35,192	33,677	1,515
合 計 A	399,337	382,794	16,543
標準財政規模 B	46,630,575	46,267,607	362,968
実質赤字比率 A/B×100	—	—	—

平成21年度の一般会計等の実質収支額の合計額は、399,337千円の黒字であるため、実質赤字比率は算定されない。

各会計の状況を見ると、一般会計は94,782千円の黒字であるが、単年度収支は16,231千円の赤字である。ただし、留保財源等133,338千円を加えた実質単年度収支は117,107千円の黒字である。

公園墓地造成事業会計は145,617千円の黒字で、単年度収支も6,249千円の黒字である。これは主に、造成費が減少したことによるものである。

夜間急病医療事業会計は120,601千円の黒字で、単年度収支も24,199千円の黒字である。これは主に、受診者数が増加したことによるものである。

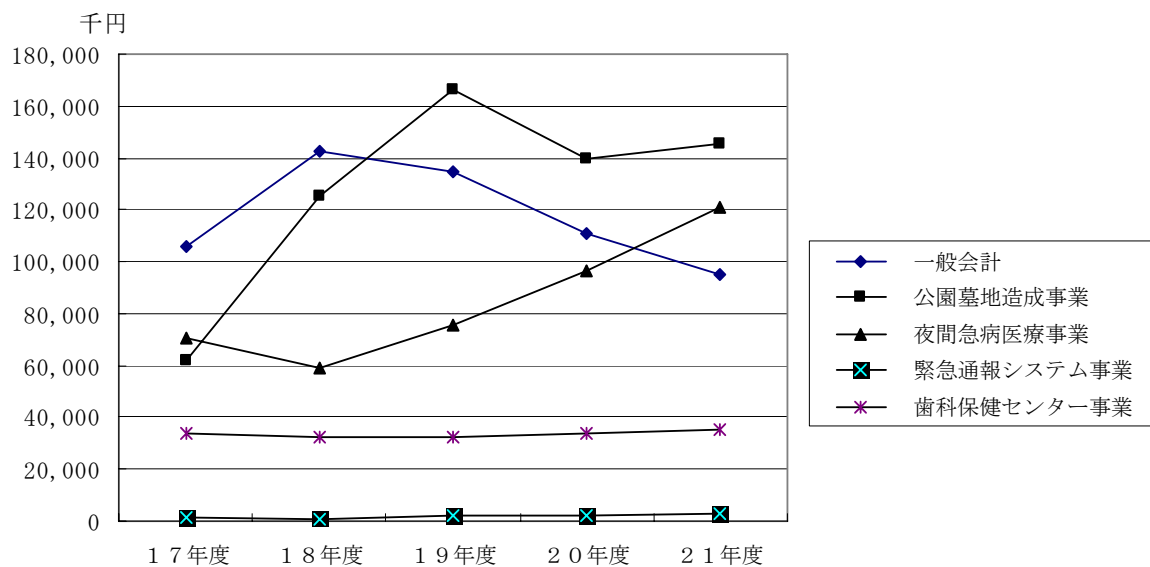
緊急通報システム事業会計は3,145千円の黒字で、単年度収支も811千円の黒字である。

歯科保健センター事業会計は35,192千円の黒字で、単年度収支も1,515千円の黒字である。

< 参 考 >

一般会計等の実質収支の推移

会計名	(単位 千円)				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
一般会計	105,510	142,698	134,734	111,013	94,782
公園墓地造成事業	62,160	125,082	166,525	139,368	145,617
夜間急病医療事業	70,370	59,339	75,722	96,402	120,601
緊急通報システム事業	1,578	1,069	2,185	2,334	3,145
歯科保健センター事業	33,571	32,463	32,384	33,677	35,192
合 計	273,189	360,651	411,551	382,794	399,337



(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計の連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、次の式から算定されるが、全会計の連結実質赤字額がない場合は算定されない。

$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{全会計の連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
--

(注) 連結実質赤字額 = (イ+ロ) - (ハ+ニ)

- イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

各会計の実質収支又は資金剰余（不足）等の状況は、次のとおりである。

各会計の実質収支又は資金剰余（不足）等の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

会計名	21年度	20年度	増減
一般会計等	399,337	382,794	16,543
国民健康保険事業	398,315	0	398,315
老人保健事業	9,569	△ 52,691	62,260
介護保険事業	27,803	438,159	△ 410,356
生活安全共済事業	0	25,643	△ 25,643
駐車場事業	△ 71,077	△ 70,826	△ 251
後期高齢者医療事業	50,220	41,773	8,447
公設地方卸売市場事業	0	0	0
公共下水道事業	0	0	0
農業集落排水事業	0	0	0
水道事業	3,963,833	3,422,686	541,147
病院事業	2,939,805	3,235,441	△ 295,636
合 計 A	7,717,805	7,422,979	294,826
標準財政規模 B	46,630,575	46,267,607	362,968
連結実質赤字比率 A/B×100	-	-	-

平成21年度全会計の実質収支額及び資金剰余（不足）額の合計額は、7,717,805千円の黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されない。

一般会計等以外の状況を見ると、国民健康保険事業会計は398,315千円の黒字で、単年度収支も398,315千円の黒字である。



老人保健事業会計は9,569千円の黒字で、単年度収支も62,260千円の黒字である。

介護保険事業会計は27,803千円の黒字であるが、単年度収支は410,356千円の赤字である。

駐車場事業会計は71,077千円の赤字で、単年度収支も251千円の赤字である。

後期高齢者医療事業会計は50,220千円の黒字で、単年度収支も8,447千円の黒字である。

水道事業会計は3,963,833千円の余剰資金があり、前年度に比べ541,147千円の増加である。

病院事業会計は2,939,805千円の余剰資金があるが、前年度に比べ295,636千円の減少である。これは主に、中央診療棟の建設及びそれに伴う医療機器等の減価償却に加え、診療収入の減少によるものである。

なお、公共下水道事業会計の実質収支は、平成21年度が63,832千円の赤字、平成20年度も63,812千円の赤字であるが、減価償却前利益による負債償還可能額算定方式（法非適用企業）により算定された解消可能資金不足額が平成21年度105,202千円、平成20年度98,830千円であるため、健全化判断比率等の算定上は資金不足が発生していないことになる。

**※解消可能資金不足額**

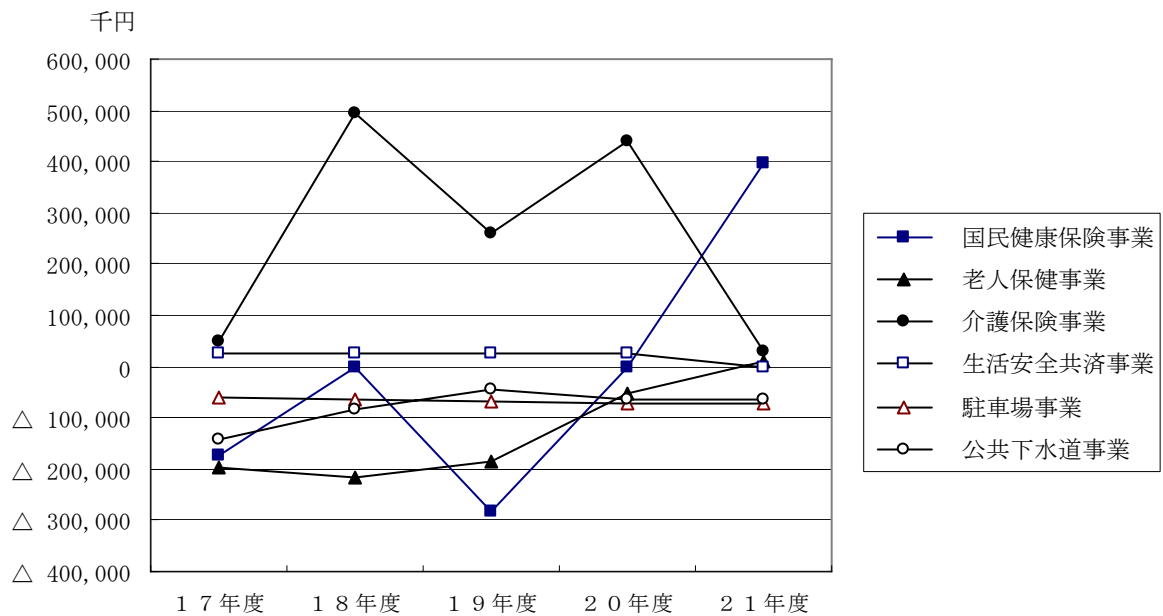
事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において資金の不足額から控除する一定の額で、公共下水道事業会計では事業用施設の減価償却期間と企業債の償還期間との差等により生じる資金不足額である。

<参 考>

一般会計等以外の会計の実質収支の推移

(単位 千円)

会計名	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
国民健康保険事業	△ 175,335	0	△ 281,808	0	398,315
老人保健事業	△ 195,434	△ 214,469	△ 186,615	△ 52,691	9,569
介護保険事業	48,131	495,424	260,810	438,159	27,803
生活安全共済事業	25,195	25,384	25,352	25,643	0
駐車場事業	△ 60,216	△ 65,822	△ 66,512	△ 70,826	△ 71,077
後期高齢者医療事業	—	—	—	41,773	50,220
公設地方卸売市場事業	0	0	0	0	0
公共下水道事業	△ 143,065	△ 85,255	△ 42,715	△ 63,812	△ 63,832
農業集落排水事業	0	0	0	0	0
合 計	△ 500,724	155,262	△ 291,488	318,246	350,998



※収支均衡が続いている公設地方卸売市場事業会計及び農業集落排水事業会計並びに20年度事業開始の後期高齢者医療事業会計は除いている。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が実質的に負担する公債費等の額の標準財政規模に対する比率（3か年平均）で、次の式から算定される。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\text{(地方債元利償還額+準元利償還額)} - \text{(特定財源+基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$$

(注) 1. 準元利償還額=イ+ロ+ハ+ニ+ホ

- イ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ロ 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの
- ハ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ニ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ホ 一時借入金の利子

2. 基準財政需要額算入額は、元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額である。

公債費等の状況は、次のとおりである。

区 分	21年度	増減	20年度	増減	19年度
地方債元利償還額 A	8,326,260	203,120	8,123,140 (8,338,916)	△ 285,135	8,408,275 (8,428,275)
準元利償還額 B	4,564,740	△ 462,516	5,027,256 (5,025,459)	△ 615,021	5,642,277 (5,641,284)
特定財源 C	2,173,218	△ 111,359	2,284,577	186,012	2,098,565
基準財政需要額算入額 D	7,459,242	△ 38,123	7,497,365	△ 506,113	8,003,478
(A+B)-(C+D) E	3,258,540	△ 109,914	3,368,454 (3,582,433)	△ 580,055	3,948,509 (3,967,516)
標準財政規模 F	46,630,575	362,968	46,267,607	△ 728,505	46,996,112
(F-D) G	39,171,333	401,091	38,770,242	△ 222,392	38,992,634
実質公債費比率 (単年度) E/G×100	8.3	△ 0.3	8.6 (9.2)	△ 1.5	10.1 (10.1)
実質公債費比率 (3か年平均)	9.0	△ 1.2	10.2	△ 0.7	10.9

(注) 20年度実質公債費比率（3か年平均）の算定に用いた数値は（ ）書きで表しており、運用の変更により修正したものである。

平成21年度の実質公債費比率は9.0%で、前年度（10.2%）に比べ1.2ポイント低下しており、引き続き早期健全化基準の25.0%を下回っている。

ア 地方債元利償還額

一般会計等の公債費充当一般財源等額で、繰上償還した額、借換債で償還した額、満期一括償還地方債の元金償還額等を控除した額である。その内訳は、次のとおりである。

地方債元利償還額

区 分	(単位 千円)		
	19年度	20年度	21年度
地方債元利償還額(繰上償還額等を除く。)	8,408,275	8,123,140	8,326,260

イ 準元利償還額

地方債の元利償還金に準ずるものである。その内訳は、次のとおりである。

準元利償還額

区 分	(単位 千円)		
	19年度	20年度	21年度
公営企業等に係るもの	3,765,464	3,279,834	2,989,659
債務負担行為に係るもの	1,750,565	1,612,713	1,465,464
満期一括償還地方債(年度割相当額)	120,440	132,910	105,355
一部事務組合等に係るもの	3,792	0	0
一時借入金利子	2,016	1,799	4,262
合 計	5,642,277	5,027,256	4,564,740

(ア) 公営企業等に係るもの

一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債等の償還の財源に充てたと認められるものである。その内訳は、次のとおりである。

公営企業等に係る準元利償還額

区 分	(単位 千円)		
	19年度	20年度	21年度
介護保険事業	1,920	1,927	1,895
駐車場事業	70,147	64,917	60,618
公設地方卸売市場事業	11,118	11,239	3,108
公共下水道事業	3,141,416	2,693,387	2,358,623
農業集落排水事業	49,054	62,292	51,506
水道事業	58,839	46,844	47,190
病院事業	432,970	399,228	466,719
合 計	3,765,464	3,279,834	2,989,659

(イ) 債務負担行為等に係るもの

債務負担行為に基づく支出のうち、地方債の元利償還金に準ずるものである。その内訳は、次のとおりである。

債務負担行為に係る準元利償還額

(単位 千円)			
区 分	19年度	20年度	21年度
P F I 事業に係るもの	221,129	221,195	221,195
国営土地改良事業に係るもの	57,949	51,148	47,280
利子補給に係るもの	51,787	48,871	47,510
その他	1,419,700	1,291,499	1,149,479
合 計	1,750,565	1,612,713	1,465,464

(ウ) 満期一括償還地方債(年度割相当額)

償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年あたりの元金償還金相当額である。実際には元金償還金が発生していなくても、年度割相当額を準元利償還額として算定するもので、かこがわ未来債等が該当する。

ウ 特定財源

地方債の償還に充当可能な特定財源である。その内訳は、次のとおりである。

特定財源

(単位 千円)			
区 分	19年度	20年度	21年度
都市計画税充当可能額	2,037,991	2,230,207	2,118,363
公営住宅使用料充当可能額	40,453	35,473	39,227
その他	20,121	18,897	15,628
合 計	2,098,565	2,284,577	2,173,218

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、次の式から算定される。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$$

(注) 1. 将来負担額＝イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ＋ヘ＋ト＋チ

- イ 一般会計等の地方債の現在高
  - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額
  - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰出見込額
  - ニ 市が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる市からの負担等見込額
  - ホ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額
  - ヘ 市が設立した法人の負債の額及びその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち一般会計等の負担見込額
  - ト 連結実質赤字額
  - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
2. 充当可能財源等＝充当可能基金額＋充当可能特定歳入見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

将来負担額等の状況は、次のとおりである。

将来負担額等の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	21年度	20年度	増減
地方債の現在高	80,466,605	82,568,613	△ 2,102,008
債務負担行為に基づく支出予定額	20,059,403	22,664,581	△ 2,605,178
公営企業債等繰入見込額	43,489,668	48,354,560	△ 4,864,892
組合等負担等見込額	0	0	0
退職手当負担見込額	17,231,004	19,253,430	△ 2,022,426
設立法人の負債額等負担見込額	426,583	518,912	△ 92,329
連結実質赤字額	0	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
将来負担額 A	161,673,263	173,360,096	△ 11,686,833
充当可能基金額	14,064,755	13,738,579	326,176
充当可能特定歳入見込額	29,662,728	29,097,969	564,759
基準財政需要額算入見込額	87,510,657	88,588,634	△ 1,077,977
充当可能財源等 B	131,238,140	131,425,182	△ 187,042
(A-B) C	30,435,123	41,934,914	△ 11,499,791
標準財政規模 D	46,630,575	46,267,607	362,968
基準財政需要額算入額 E	7,459,242	7,497,365	△ 38,123
(D-E) F	39,171,333	38,770,242	401,091
将来負担比率 C/F×100	77.6	108.1	△ 30.5

平成 21 年度の将来負担比率は 77.6%で、前年度（108.1%）に比べ 30.5 ポイント低下しており、引き続き早期健全化基準の 350.0%を下回っている。

将来負担額等の構成割合

(単位 千円)

区 分	21年度	割合	20年度	割合
地方債の現在高	80,466,605	49.77%	82,568,613	47.63%
債務負担行為に基づく支出予定額	20,059,403	12.41%	22,664,581	13.07%
公営企業債等繰入見込額	43,489,668	26.90%	48,354,560	27.89%
退職手当負担見込額	17,231,004	10.66%	19,253,430	11.11%
設立法人の負債額等負担見込額	426,583	0.26%	518,912	0.30%
<b>将来負担額</b>	<b>161,673,263</b>	<b>100.00%</b>	<b>173,360,096</b>	<b>100.00%</b>
充当可能基金額	14,064,755	10.72%	13,738,579	10.45%
充当可能特定歳入見込額	29,662,728	22.60%	29,097,969	22.14%
基準財政需要額算入見込額	87,510,657	66.68%	88,588,634	67.41%
<b>充当可能財源等</b>	<b>131,238,140</b>	<b>100.00%</b>	<b>131,425,182</b>	<b>100.00%</b>

ア 将来負担額

(ア) 地方債の現在高

一般会計等の地方債の現在高は 80,466,605 千円で、前年度に比べ 2,102,008 千円の減少である。

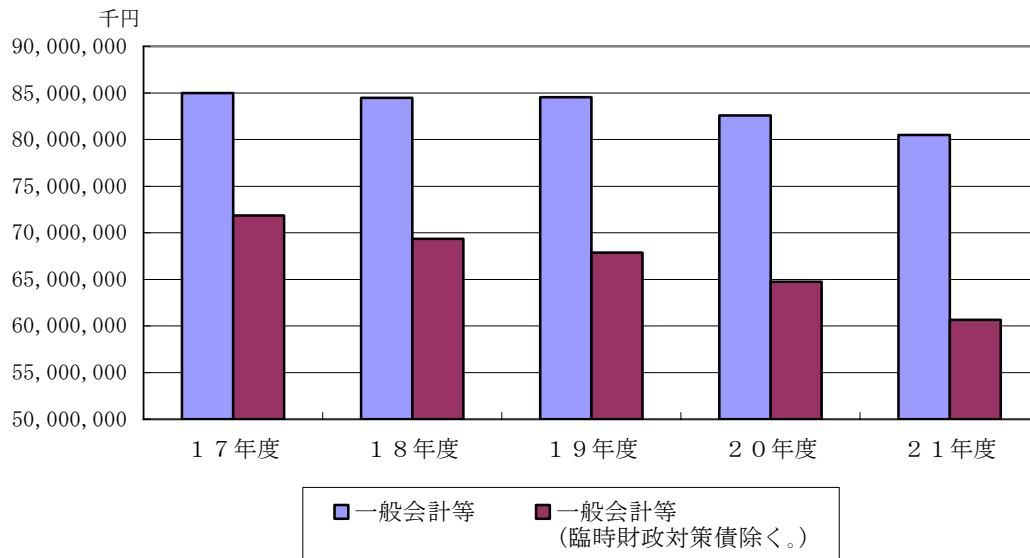
減少の主な要因は、臨時財政対策債が 1,974,371 千円増加したものの、一般会計債の教育債が 1,533,824 千円、衛生債が 873,726 千円及び土木債が 757,046 千円並びに減税補てん債が 738,321 千円減少したことによるものである。

主な内訳は、一般会計債の土木債 28,521,981 千円、教育債 10,247,723 千円及び衛生債 8,228,415 千円並びに臨時財政対策債 19,812,604 千円である。

一般会計等の地方債残高の推移

(単位 千円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
一般会計等	84,979,953	84,455,822	84,539,882	82,568,613	80,466,605
一般会計等 (臨時財政対策債除く。)	71,872,552	69,346,805	67,866,815	64,730,380	60,654,001



(注) 臨時財政対策債とは、国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付するべき財源が不足した場合に、その穴埋めとして地方公共団体自らに地方債を発行させる制度である。償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には将来負担比率に影響を及ぼさない。

#### (イ) 債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為に基づく支出予定額は 20,059,403 千円で、前年度に比べ 2,605,178 千円の減少である。

減少の主な要因は、加古川市土地開発公社に対する依頼土地の買戻しに係るものが 2,344,215 千円減少したことによるものである。

主な内訳は、加古川市土地開発公社に対する依頼土地の買戻しに係るもの 17,183,609 千円及び P F I 事業に係るもの 2,607,818 千円である。

#### 債務負担行為に基づく支出予定額

区 分	(単位 千円)		
	21年度	20年度	増減
依頼土地の買戻しに係るもの	17,183,609	19,527,824	△ 2,344,215
P F I 事業に係るもの	2,607,818	2,776,847	△ 169,029
国営土地改良事業に係るもの	159,111	206,391	△ 47,280
その他	108,865	153,519	△ 44,654
合 計	20,059,403	22,664,581	△ 2,605,178

#### (ウ) 公営企業債等繰入見込額

公営企業債等繰入見込額は、公営企業債等の元金償還に対する一般会計等からの繰



出見込額で、公共下水道事業のほか6会計に対するものである。

当年度の見込額は43,489,668千円で、前年度に比べ4,864,892千円の減少である。

減少の主な要因は、公共下水道事業に対する繰出見込額が4,365,806千円減少したことによるものである。

主な内訳は、公共下水道事業に対する繰出見込額34,869,332千円、病院事業に対する繰出見込額6,363,966千円及び農業集落排水事業に対する繰出見込額1,597,020千円である。

### 公営企業債等繰入見込額の状況

(単位 千円)

会計名	21年度	20年度	増減
介護保険事業	11,869	13,678	△ 1,809
駐車場事業	73,558	103,608	△ 30,050
公設地方卸売市場事業	39,754	47,860	△ 8,106
公共下水道事業	34,869,332	39,235,138	△ 4,365,806
農業集落排水事業	1,597,020	1,769,993	△ 172,973
水道事業	534,169	536,248	△ 2,079
病院事業	6,363,966	6,648,035	△ 284,069
合計	43,489,668	48,354,560	△ 4,864,892

#### (エ) 組合等負担等見込額

当市が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる一般会計等の負担等見込額であるが、加古川市外2市共有公会堂事務組合、東播磨農業共済事務組合及び兵庫県後期高齢者医療広域連合については、いずれも地方債現在高がないため負担等見込額は算出されない。

#### (オ) 退職手当負担見込額

退職手当負担見込額は、一般会計等が実質的に退職手当を負担する特別職を含む職員（平成21年度末退職者を除く。）が、平成21年度末に自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当額である。

当年度の負担見込額は17,231,004千円で、前年度に比べ2,022,426千円の減少である。

(カ) 設立法人の負債額等負担見込額

設立法人の負債額等負担見込額は、当市が設立した法人の負債額のうち、一般会計等が負担するもの及び当市が損失補償を行っている債務等に係る一般会計等の負担見込額である。

当年度の負担見込額は 426,583 千円で、前年度に比べ 92,329 千円の減少である。

減少の主な要因は、(財)加古川食肉公社に対する負担見込額が 82,644 千円減少したことによるものである。

主な内訳は、加古川再開発ビル株式会社に対する負担見込額 218,413 千円及び(財)加古川食肉公社に対する負担見込額 202,253 千円である。

なお、加古川市土地開発公社については、当年度末の負債額は 15,700,058 千円であるが、保有する現金及び預金と土地の取得価額の合計額が負債額を上回るため負担見込額は算出されない。

設立法人の負債額等負担見込額

法人名	(単位 千円)		
	21年度	20年度	増減
加古川再開発ビル(株)	218,413	228,810	△ 10,397
(財)加古川食肉公社	202,253	284,897	△ 82,644
兵庫県信用保証協会	5,917	5,205	712
合 計	426,583	518,912	△ 92,329

(キ) 組合等連結実質赤字額負担見込額

当市が加入する組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等の負担見込額であるが、加古川市外 2 市共有公会堂事務組合、東播磨農業共済事務組合及び兵庫県後期高齢者医療広域連合については、いずれも実質赤字額又は資金不足額がないため負担見込額は算出されない。

イ 充当可能財源等

(7) 充当可能基金額

充当可能基金額は 14,064,755 千円で、前年度に比べ 363,326 千円の減少である。

増加の主な要因は、職員退職手当基金が 1,077,298 千円減少したものの、福祉コミュニティ基金が 650,739 千円、公共施設等整備基金が 512,547 千円及び介護保険

給付費準備基金が 269,871 千円増加したことによるものである。

主な内訳は、財政調整基金 4,527,639 千円及び職員退職手当基金 2,131,072 千円である。

#### 充当可能基金額の状況

(単位 千円)

基金名	21年度	20年度	増減
奨学資金基金	12,900	12,900	0
財政調整基金	4,527,639	4,394,301	133,338
福祉コミュニティ基金	1,313,072	662,333	650,739
日光山墓園管理基金	544,462	509,649	34,813
市債管理基金	1,926,652	2,087,552	△ 160,900
職員退職手当基金	2,131,072	3,208,370	△ 1,077,298
介護保険給付費準備基金	1,536,653	1,266,782	269,871
国民健康保険事業基金	59,893	59,677	216
公共施設等整備基金	1,938,111	1,425,564	512,547
介護従事者処遇改善臨時特例基金	74,301	111,451	△ 37,150
グリーンニューディール基金	0	—	0
合 計	14,064,755	13,738,579	326,176

#### (イ) 充当可能特定歳入見込額

充当可能特定歳入見込額は 29,662,728 千円で、前年度に比べ 564,759 千円の増加である。

主な内訳は、都市計画税 28,904,518 千円及び公営住宅使用料 684,344 千円である。

#### 充当可能特定歳入見込額の状況

(単位 千円)

特定歳入	21年度	20年度	増減
都市計画税	28,904,518	28,291,573	612,945
公営住宅使用料	684,344	705,765	△ 21,421
住宅建設・改修資金回収額	44,533	63,440	△ 18,907
歯科保健センター受託事業収入	29,333	30,755	△ 1,422
夜間急病診療対策受託事業収入	—	6,436	△ 6,436
合 計	29,662,728	29,097,969	564,759

#### (ウ) 基準財政需要額算入見込額

基準財政需要額算入見込額は 87,510,657 千円で、前年度に比べ 1,077,977 千円の減少である。

(5) 資金不足比率

資金不足比率は、各公営企業における資金の不足額の事業の規模に対する比率で、次の式から算定されるが、資金不足が発生していない場合は算定されない。

$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
--

(注) 1. 資金の不足額

[法適用企業] : (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高-流動資産) - 解消可能資金不足額

[法非適用企業] : (実質赤字額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

2. 事業の規模

[法適用企業] : 営業収益の額-受託工事収益の額

[法非適用企業] : 上記に相当する額

各会計の資金剰余(不足)等の状況は、次のとおりである。

各会計の資金剰余(不足)等の状況

(単位 金額:千円、比率:%)

事業名		資金剰余 (不足) 額 A	事業の規模 B	資金不足比率 A/B
公設地方卸売 市場事業	21年度	0	78,561	-
	20年度	0	82,642	-
	増減	0	△ 4,081	-
公共下水道 事業	21年度	0	4,906,926	-
	20年度	0	4,742,858	-
	増減	0	164,068	-
農業集落 排水事業	21年度	0	20,685	-
	20年度	0	18,191	-
	増減	0	2,494	-
水道事業	21年度	3,963,833	4,595,880	-
	20年度	3,422,686	4,602,203	-
	増減	541,147	△ 6,323	-
病院事業	21年度	2,939,805	7,585,008	-
	20年度	3,235,441	8,244,895	-
	増減	△ 295,636	△ 659,887	-

平成21年度も各公営企業会計において資金不足は発生していないため、資金不足比率は算定されない。

なお、公共下水道事業会計は、前述したとおり実質収支は63,832千円の赤字であるが、解消可能資金不足額が105,202千円であるため、資金不足額は0千円となる。

## 2 むすび

平成 21 年度における健全化判断比率等のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率並びに資金不足比率については、実質赤字あるいは資金不足が発生していないため前年度に引き続き算定されない。実質公債費比率は 9.0%で、前年度（10.2%）に比べ 1.2 ポイントの低下、将来負担比率は 77.6%で、前年度（108.1%）に比べ 30.5 ポイントの低下で、いずれも引き続き早期健全化基準を下回っている。その要因としては、厳しい財政状況の中、市の外郭団体の統廃合、職員の地域手当及び期末・勤勉手当の支給率引き下げ、職員数の削減、公共施設への指定管理者導入など行財政改革への取り組みとともに、市債の新規発行の抑制や土地開発公社からの買戻しを積極的に行ってきたことなどが挙げられる。

しかしながら、平成 20 年度の全国の市区の実質公債費比率の平均は 10.8%、将来負担比率の平均は 76.7%であり、本市の健全化判断比率が必ずしも良好とは言えない。また、早期健全化基準を下回っていることで、財政の健全性、公営企業の経営の健全性が確保できているというものではないと考える。

健全化判断比率は、標準財政規模を基に比率を算定するなど市民にとって複雑で分かりにくいと思われるが、単年度の収支勘定だけでなく一般会計が将来において負担することが見込まれる費用の比率などが把握できる有用な情報である。よって、地方公会計制度改革に伴い平成 21 年度から公表されている「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」及び「資金収支計算書」の財務書類 4 表と併せ、市民の視点に立ってより一層分かりやすい財政情報の開示に努められたい。

平成 21 年度の健全化判断比率等の審査においては、特に問題となる点は認められなかったが、長期的には本市においても人口減少局面を迎え、それに伴い市財政の根幹を成す税収等の減少が予測されることから、今後計画されている大規模プロジェクトについては、長期的なビジョンのもと慎重に進められたい。

本市においても歳入の要である市税の増収が望めない一方で、歳出においては退職に伴う人件費や扶助費等の義務的経費が大きな割合を占めるなど、今後も厳しい財政状況が続くものと思われる。したがって、現在実施している加古川市行政経営改革プラン（第 4 次行革緊急行動計画）に基づき効率的な行財政運営に努め、将来の市民に対しても質の高いサービスが維持できるよう、財政健全化を着実に進められることを要望してむすびとする。